

「佐久市耐震改修促進計画（改定）」の概要

改定要旨

佐久市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」に基づき、平成19年度から令和7年度までを計画期間とする「佐久市耐震改修促進計画」を策定し、市内の既存建築物の耐震化を促進してきました。今回の改定にあたっては、耐震化の現状を踏まえ、引き続き既存建築物の耐震化に取り組むため、計画期間を令和13年度まで6年間延長します。

（改訂履歴：平成20年3月策定 平成25年4月、平成28年3月、令和3年3月改定）

1 計画策定の趣旨

（本文P1～P11）

○ 計画の目的及び位置付け

本計画は、平成20年3月に耐震改修促進法第6条第1項に基づき、国による基本方針、県の耐震改修促進計画を踏まえ、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することで、今後予想される地震に対して、建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的として策定しました。

○ 計画期間

平成19年度から令和13年度までの25年間（6年間延長）

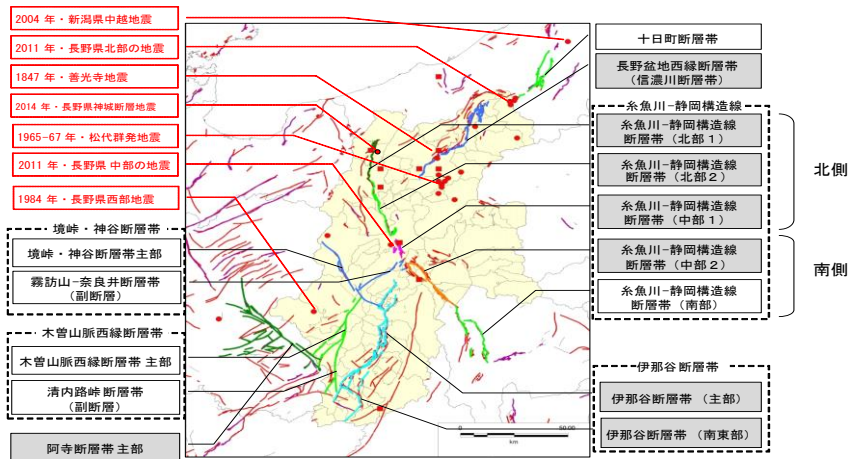
○ 本計画の対象とする建築物

- ・住宅
- ・特定既存耐震不適格建築物※1（多数の者が利用する一定規模以上の建築物）
例：一定規模以上の学校、病院、社会福祉施設、ホテル、店舗など・・・本文P37 別表1
- ・要緊急安全確認大規模建築物 ※1のうち、特に大規模なもの・・・本文P38 別表2
- ・公共建築物

○ 想定される地震と被害状況

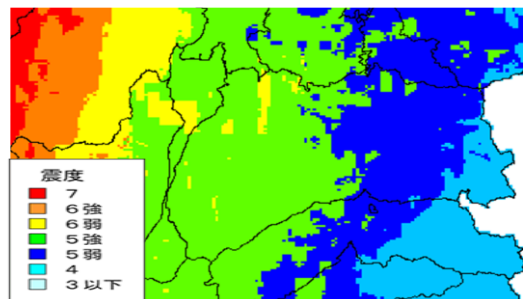
第3次長野県地震被害想定調査報告書（H27. 3）の中で、県内の6つの内陸型地震（赤で示す部分）と南海トラフ地震及び東海地震を想定し、各地の震度や液状化の危険性のほか、人的・物的な被害を予測しています。

佐久市ではこれらの地震が発生した場合、一部で、震度6弱が予測されています。



佐久市における被害想定

想定地震	最大震度	建物被害(単位:棟)		人的被害(単位:人)			
		全壊	半壊	死者	負傷者	負傷の内重傷者	避難者
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	6弱	20	200	*	50	10	560
南海トラフ地震	5強	*	*	*	30	10	30
東海地震	5強	0	0	*	*	*	*



※ * わずか

※ 平成27年度策定の「第3次長野県地震被害想定調査報告書」を参照

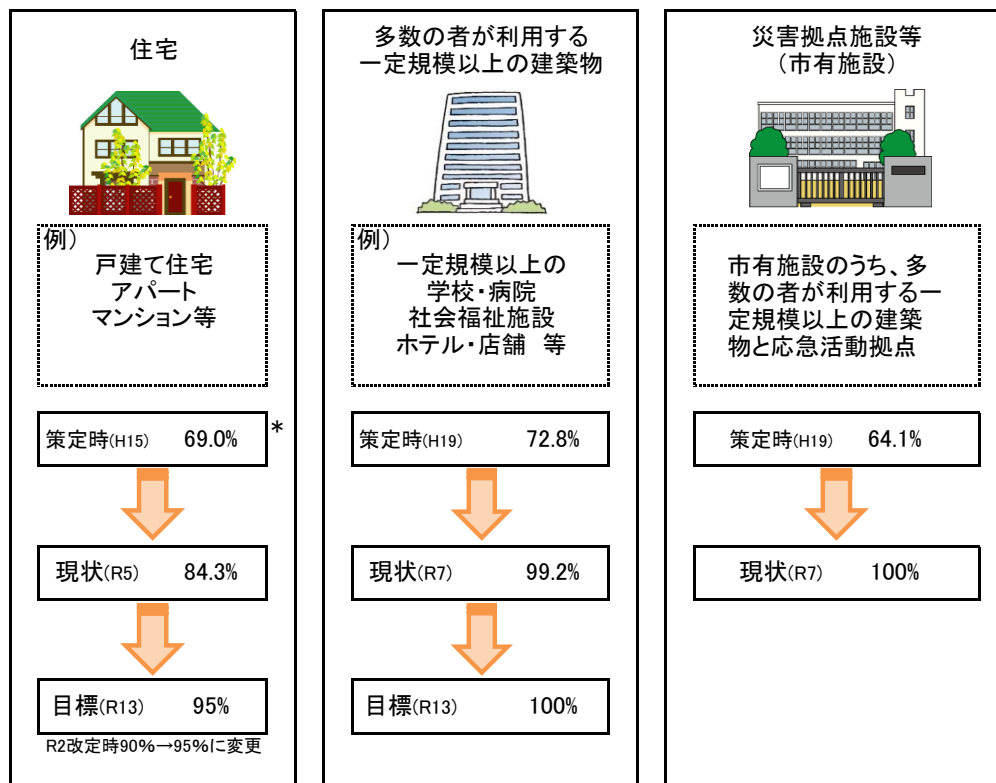
糸魚川-静岡構造線断層帯(全体)の地震の地表震度分布(マグニチュード:8.5) (第3次長野県被害調査報告書にて佐久市の震度が最大となるケース)

「佐久市耐震改修促進計画（改定）」の概要

(本文 P12~23)

2 耐震化の現状と目標

耐震化率の現状は、当初に比べ向上しているものの目標に達していない状況です。そのため、引き続き耐震化を促進するため、計画期間を6年間延長します。

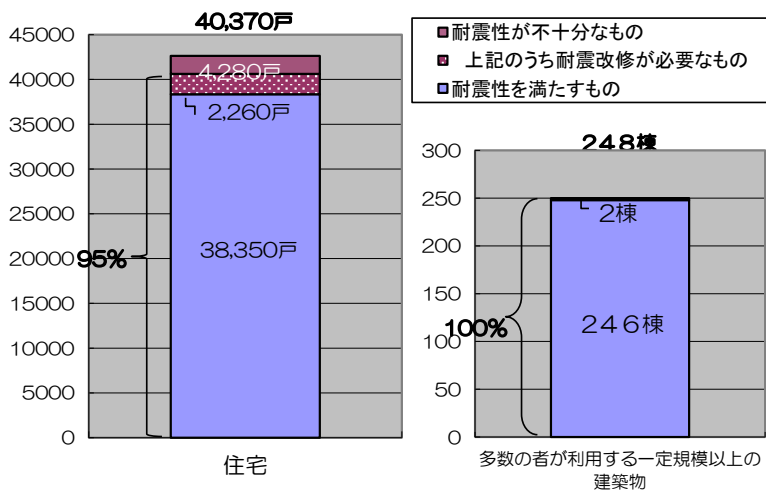


住宅については、住宅・土地統計調査(5年毎に実施)に基づく推計値。多数の者が利用する一定規模以上の建築物については、長野県提供の集計表に基づく数値。

○「住宅」と「多数の者が利用する一定規模以上の建築物」の耐震化の目標を達成するために

目標の達成に向けては、令和13年までに、建替等に伴う更新または取壊しにより減ると予想される耐震性を満たさない建築物の戸数に加え、市民に対する周知や施策の推進により、住宅にあっては2,260戸、多数の者が利用する一定規模以上の建築物にあっては2棟の、耐震改修の促進が必要になります。

《今後令和13年までに耐震改修の促進が必要となる戸数・棟数》



「佐久市耐震改修促進計画（改定）」の概要

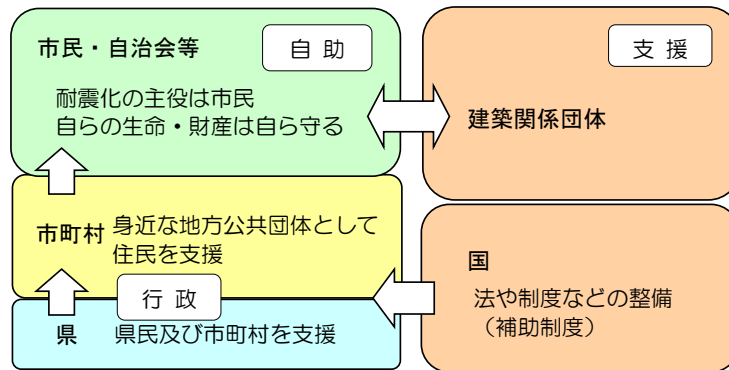
(本文P24、P25、P29、P31)

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

○ 耐震化の推進に向けた役割分担

- ◆ 住宅・建築物の耐震化の推進のためには、住宅や建築物の所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題として捉え、自助努力により取り組むことが不可欠です。
また、行政(国、県及び市)は、これら所有者の取組みを支援するため、所有者が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、引き続き負担軽減のための必要な支援を行い、関係団体等と連携して必要な施策を実施します。

＜役割分担のイメージ＞



○ 耐震診断及び改修の促進を図るための支援策や安心して耐震化が行える環境整備

- ◆ 耐震診断及び耐震補強工事、耐震改修促進リフォーム工事及び除却工事に対し支援していきます。
- ◆ 所有者へのリーフレットの送付、広報紙やFM佐久平などの活用により、周知を図ります。

＜耐震化を促進するための補助事業＞

	区分	耐震診断	耐震改修（補強）	耐震改修（除却）
国・県・市による補助	対象建築物	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅		
	助成内容	耐震診断士の派遣	耐震改修（補強）工事に要する経費に補助	除却工事に要する経費に補助
	補助限度額	8.8万円/戸 (市が負担し派遣)	工事費の8割 又は補助限度額115万円/戸	工事費（上限1.5万円/m ² ）の5割、又は97.8万円/戸
	補助金の負担割合	国 : 1/2 県 : 1/4 市 : 1/4	国 : 1/2 県 : 1/4 市 : 1/4	国 : 最大1/2 県 : 1/4 市 : 1/4~
市による上乗せ補助	助成内容	/	耐震改修（補強）工事に付随して行うリフォーム工事に要する経費に補助	/
	補助限度額		工事費の5割又は30万円/戸	
	補助金の負担割合		市 : 1/1	

○ 建築物の耐震化のほか、ブロック塀等の転倒防止対策等により、総合的な安全対策を推進します。

＜ブロック塀等の撤去等に対する補助＞

対象	安全性が確認できないブロック塀等 (コンクリートブロック、レンガ、石材等を用いた組構造の塀及び鉄筋コンクリート組立塀その他これらに類する塀、門柱等)
補助金額	ブロック塀等撤去事業：ブロック塀等の実際の撤去費用と撤去面積に9,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額の1/2 最大10万円を補助